

平成25年2月
東京税関業務部

関係各位

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令について

麻薬及び向精神薬取締法においては、麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、公共の福祉の増進を図ることを目的として、麻薬及び向精神薬の輸出、輸入、製造、譲渡等を規制しているところです。

具体的な規制対象物質については、法別表第1から第4まで及び「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」により定められております。

今般、指定薬物(注)に現在指定されているものの中から、新たに6物質について、麻薬と同種の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用を有すると認められたことから、当該6物質を麻薬として指定するため指定政令が改正されましたので、お知らせします。

公布日：平成25年1月30日

施行日：公布の日から起算して30日を経過した日(平成25年3月1日)

麻薬として指定する物質(別紙参照)

- 1 化学名：2-Ethylamino-1-phenylpropan-1-one
化学名字訳：2-エチルアミノ-1-フェニルプロパン-1-オン
通称等：エトカチノン
- 2 化学名：N,N-Diallyl-5-methoxytryptamine
化学名字訳：N,N-ジアリル-5-メトキシトリプタミン
通称等：5-MeO-DALT
- 3 化学名：1-Phenyl-2-(pyrrolidin-1-yl)pentan-1-one
化学名字訳：1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン
通称等： α -PVP
- 4 化学名：(1-Butyl-1H-indol-3-yl)(naphthalen-1-yl)methanone
化学名字訳：(1-ブチル-1H-インドール-3-イル)(ナフタレン-1-イル)メタノン
通称等：JWH-073
- 5 化学名：(4-Methylnaphthalen-1-yl)(1-pentyl-1H-indol-3-yl)methanone
化学名字訳：(4-メチルナフタレン-1-イル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン
通称等：JWH-122
- 6 化学名：1-(4-Methoxyphenyl)-N-methylpropan-2-amine
化学名字訳：1-(4-メトキシフェニル)-N-メチルプロパン-2-アミン
通称等：PMMA

(注)「指定薬物」とは、麻薬等と同様の作用をする成分で、「違法ドラッグ」とも呼ばれ、現在、麻薬には分類されないが、麻薬等と同様に中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあることから、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴取して指定されます。

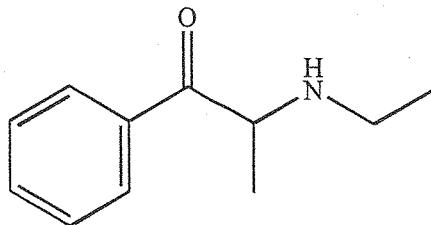
「指定薬物」の輸入に関しては、薬事法上の所定の手続きが必要になりますが、指定薬物は原則、国や地方公共団体等が学術研究用又は試験検査のために用いる場合や疾病の治療に用いる場合等、特定の用途に使用する場合を除いては輸入が認められません。

【問合せ先】東京税関業務部通関総括第2部門
(電話：03-3599-6338)

麻薬として指定する物質

物質1

構造式



化 学 名: 2-Ethylamino-1-phenylpropan-1-one

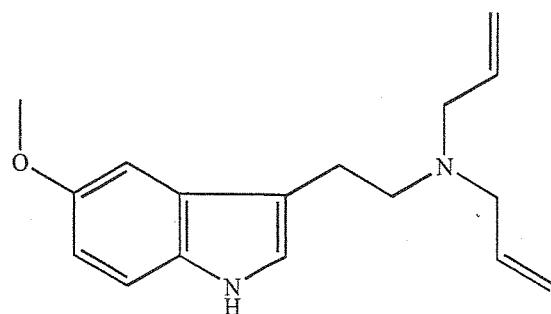
化学名字訳: 2-エチルアミノ-1-フェニルプロパン-1-オン

通 称 等: エトカチノン

物質の概要: 本物質は、類似した化学構造を持つ麻薬メトカチノンと同等の中中枢薬理活性を示し、精神依存形成能を有する可能性があります。また、国内での流通が確認されており、乱用の傾向があります。

物質2

構造式



化 学 名: N,N-Diallyl-5-methoxytryptamine

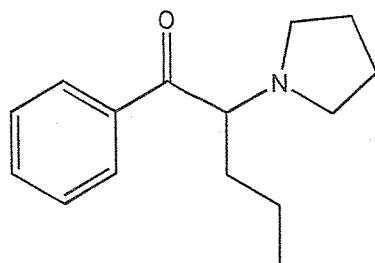
化学名字訳: N,N-ジアリル-5-メトキシトリプタミン

通 称 等: 5-MeO-DALT

物質の概要: 本物質は、類似した化学構造を持つ麻薬 3-[2-(ジイソプロピルアミノ)エチル]-5-メキシインドール(通称等 5-MeO-DIPT)と同様の中中枢薬理活性を示し、精神依存形成能を有する可能性があります。また、国内での流通が確認されており、乱用の傾向があります。

物質3

構造式



化 学 名: 1-Phenyl-2-(pyrrolidin-1-yl)pentan-1-one

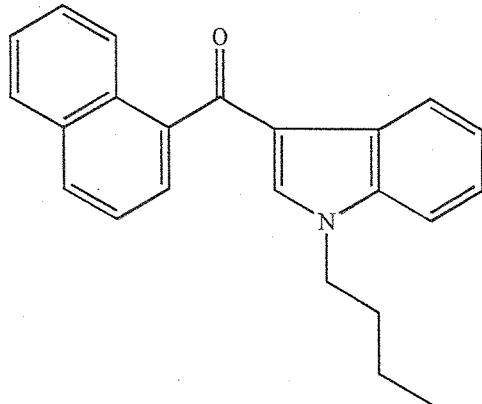
化学名字訳: 1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン

通 称 等: α -PVP

物質の概要: 本物質は、類似した化学構造を持つ麻薬 1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン(通称等 MDPV)と類似の中枢興奮作用を示し、精神依存形成能を有する可能性があります。また、国内で本物質との関連が疑われる死亡例等が報告されており、乱用の実態が認められます。

物質4

構造式



化 学 名: (1-Butyl-1H-indol-3-yl)(naphthalen-1-yl)methanone

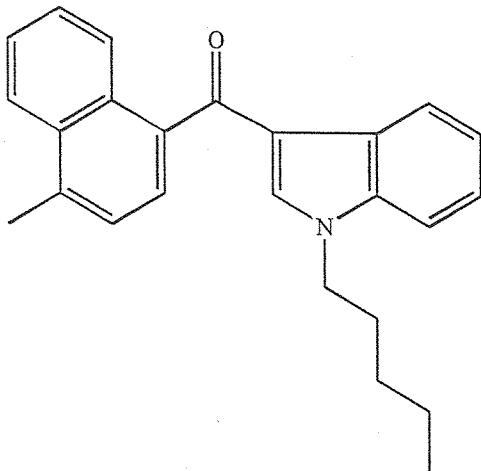
化学名字訳: (1-ブチル-1H-インドール-3-イル)(ナフタレン-1-イル)メタノン

通 称 等: JWH-073

物質の概要: 本物質は麻薬である Δ^9 -テトラヒドロカンナビノールより高い中枢薬理活性を持ち、精神依存形成能を有する可能性があります。また、麻薬 1-ナフタレン(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン(通称等 JWH-018)と類似の化学構造を有し、国内での流通が確認されており、乱用の傾向があります。

物質5

構造式



化 学 名: (4-Methylnaphthalen-1-yl)(1-pentyl-1H-indol-3-yl)methanone

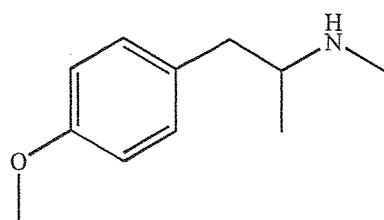
化学名字訳: (4-メチルナフタレン-1-イル)(1-ペンチル-1Hインドール-3-イル)メタノン

通 称 等: JWH-122

物質の概要: 本物質は麻薬である Δ^9 -テトラヒドロカンナビノールより高い中枢薬理活性を持ち、精神依存形成能を有する可能性があります。また、麻薬 1-ナフタレンイル(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン(通称等 JWH-018)と類似の化学構造を有し、国内での流通が確認されており、乱用の傾向があります。

物質6

構造式



化 学 名: 1-(4-Methoxyphenyl)-N-methylpropan-2-amine

化学名字訳: 1-(4-メトキシフェニル)-N-メチルプロパン-2-アミン

通 称 等: PMMA

物質の概要: 本物質は麻薬 PMA と類似した化学構造を持っています。本物質は、精神依存形成能を有する可能性があり、中枢興奮作用が認められます。また、海外では本物質の関連死が報告されています。国内でも流通が確認されており、乱用の傾向があります。

注: 麻薬として指定する物には上記物質1から物質6の塩類及びこれらを含有する物を含む。

第三条 この政令の施行の際現に薬事法第十四条若しくは第十九条の二の承認又は同法第二十三条の二の認証を受けている医薬品又は医療機器の検定については、施行日から平成二十七年六月三十日までの間は、なお従前の例によりその申請をすることができる。ただし、当該医薬品又は医療機器の検定について、新令第五十八条の規定による申請をしたことがある場合は、この限りでない。

第四条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。
別表第一「薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）」の項第一号中「第六十一条まで」を「第六十一条まで、第六十一条第二項」に改める。

平成二十五年一月三十日
内閣総理大臣 安倍晋三

厚生労働大臣 田村憲久
農林水産大臣 林芳正
内閣総理大臣 安倍晋三

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年一月三十日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第二十号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

内閣は、この政令を制定する。

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一「第七十五条の規定に基づき、この政令を制定する。」

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条 第八十四条を第八十九号とし、第八十号から第八十三号までを六号ずつ繰り下げ、第七十九号を第八十四号とし、同号の次に次の「一」号を加える。

八十五 「一」（四メトキシフェニル）-N-メチルプロパン-1-アミン及びその塩類

第一条中第七十八号を第八十三号とし、第六十八号から第七十七号までを五号ずつ繰り下げ、第六十七号を第七十二号とし、同号の次に次の「一」号を加える。

七十二 （四メチルナフタレン-1-イル）-（ベンチル-1-ヒンドール-3-イル）メタノン及びその塩類

第一条中第六十六号を第七十号とし、第五十六号から第六十五号までを四号ずつ繰り下げ、第五十五号を第五十八号とし、同号の次に次の「一」号を加える。

五十九 （1-ブチル-1-ヒンドール-3-イル）（ナフタレン-1-イル）メタノン及びその塩類

第一条中第五十四号を第五十七号とし、第五十三号を第五十五号とし、同号の次に次の「一」号を加える。

五十六 「1-フェニル-2-（ビロリジン-1-イル）ベンタン-1-オノン及びその塩類

五十九 「1-エチラミノ-1-フェニルプロパン-1-オノン及びその塩類

附則 この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 田村憲久
内閣総理大臣 安倍晋三

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

内閣は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十四条第一項第一号、国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十七条第三項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第四十条及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第二百一号）附則第十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第一条 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条 第十六条の四第三号中「該当する者」の下に「同条第五項本文の規定の適用を受ける者を除く。」を加え、同条第九号中「限る」を「限り、私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の六の三第五項本文の規定の適用を受ける者を除く。」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成六年政令第三百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項中「国民年金法」を「二以上の国民年金法」に、「受給権を二以上有しているものであるとき」を「受給資格期間を満たしている場合」に改め、同項第二号中「受給権を有する」を「受給資格期間を満たしている」に改める。

（平成十二年度 平成十四年度及び平成十五年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第三条 平成十二年度、平成十四年度及び平成十五年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置に関する政令（平成十二年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第五条から第九条までを次のように改める。

（国民年金法附則第九条の二の二の規定が適用される間の老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第五条 当分の間、国民年金法附則第九条の二の二の規定が適用される間における厚生年金保険法附則第十二条の四第一項の規定の適用については、同項中「による老齢基礎年金」とあるのは「による老齢基礎年金（同法附則第九条の二の二第三項の規定による老齢基礎年金を除く。次項及び附則第十二条の六第四項において同じ。）」とする。